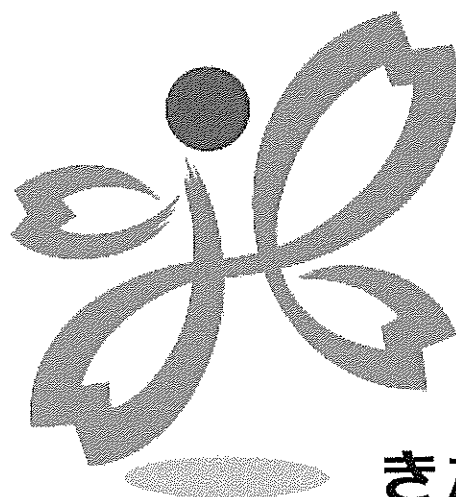


きたもと
北本でいっしょに暮らそう 障がい者プラン

だいさんじきたもとししょうがいしゃふくしけいかく
第三次北本市障害者福祉計画
(骨子構成案)



きたもと

へいせい ねん がつ
平成28年10月
きたもとし
北本市

目次

じょうろん 序論

だい しょう けいかく きほんじこう 第1章 計画の基本事項

1. けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨…………… 1
2. けいかく いちぶ 計画の位置付け…………… 3
3. けいかく きかん 計画の期間…………… 3
4. けいかく せいかく やくわり 計画の性格と役割…………… 4
5. けいかく たいしょう しょう しゃ はんい 計画の対象となる障がい者の範囲…………… 4
6. けいかく すいしん 計画の推進にあたって…………… 5

だい しょう しょう しょう ひと をとりまく げんじょう 第2章 障がいのある人を取りまく現状

1. しょう しゃ じ とう しょうきょう 障がい者（児）等の状況…………… 6
2. じったい いこうちょうさ けっかがいよう 実態・意向調査の結果概要…………… 7

だい ぶ しょう しゃふくし きほんてき かんが かな 第1部 障がい者福祉の基本的な考え方

1. けいかく きほんりねん 計画の基本理念…………… 8
2. けいかく きほんてきしてん 計画の基本的視点…………… 9
3. けいかく きほんもくひょう 計画の基本目標…………… 11
4. しさく たいけい 施策の体系…………… 12

だい ぶ かくろん 第2部 各論

だい しょう さべつ かいしょうおよ けんりようご すいしん 第1章 差別の解消及び権利擁護の推進

1. さべつ かいしょうとう む とりくみ 差別の解消等に向けた取組…………… 13
2. せいねんこうけんせいど りようそくしん 成年後見制度の利用促進……………
3. 相互理解の促進……………

だい しょう しゃかいさんか かくじゅう 第2章 社会参加の拡充

1. 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実……………
2. しょうがいがくしゅうかつどう そくしん 生涯学習活動の促進……………
3. しゃかいさんかかつどう そくしん 社会参加活動の促進……………

だい しょう そうきりよういく きょういくかんきょう せいび 第3章 早期療育、教育環境の整備

1. そうきりよういくたいせい じゅうじつ 早期療育体制の充実……………
2. ひとりひとりに おう きょういく すいしん 一人ひとりに応じた教育の推進……………

だい しょう ほけん いりよう じゅうじつ
第4章 保健・医療の充実

1. 保健・医療の充実

だい しょう せいかつしえん じゅうじつ
第5章 生活支援の充実

1. 相談支援体制の充実

2. 自立生活支援の充実

3. 日中活動の場の充実

4. 暮らしの場の充実

5. サービスの質の向上、人材の育成・確保

6. 地域支援活動の促進

だい しょう こよう しゅうろう そくしん
第6章 雇用・就労の促進

1. 雇用・就労機会の拡大

2. 就労施設等での就労の充実

だい しょう く せいかつかんきょう せいび
第7章 暮らしやすい生活環境の整備

1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

2. 情報アクセシビリティの推進

3. 安心・安全のまちづくり

だい ぶ けいかく すいしん む
第3部 計画の推進に向けて

だい しょう けいかく すいしんたいせい
第1章 計画の推進体制 15

だい しょう けいかく たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか
第2章 計画の達成状況の点検及び評価 15

じょろん 序論

だい しょう けいかく きほんじこう 第1章 計画の基本事項

1. けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

障害者基本法第11条（障害者基本計画等）により、市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない、とされています。

本市では、「北本市障害者福祉計画（計画期間：平成12年度～21年度）」を策定し、以降、種々の状況の変化を踏まえて策定した「第二次障害者福祉計画（計画期間：平成19年度～28年度）」、その後期計画に相当する「第二次障害者福祉計画－中間年の見直し－（計画期間：平成24年度～28年度）」により、障がいのある人たちに関する施策を総合的に推進してきました。第二次計画の期間満了にともない、関係法令・制度の改正等に基づき障がい者施策のさらなる推進を図るため、平成29年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。

また、障害者自立支援法では、障害福祉サービスの目標値を「障害福祉計画」として定めることとされ、障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、平成18年度より3年を一期とする計画を定め、施策を推進しています。

《障がい者施策にかかわる最近の主な関連法令の動向（平成23年度以降）》

◆障害者総合支援法の施行（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）

平成24年3月に閣法として閣議決定され、同年4月に衆議院にて修正・可決、同年6月に参議院にて可決・成立、同月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されました。本法律では、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

◆障害者優先調達推進法の施行（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

平成 24 年 6 月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日より施行されています。本法律では、平成 25 年 4 月 1 日から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る必要があります。

◆障害者基本計画（第 3 次）の策定

障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられます。第 3 次計画は、平成 25 年度から平成 29 年度を対象期間としています。

◆障害者雇用促進法の一部改正（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となり、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

◆障害者権利条約の批准（障害者の権利に関する条約）

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

◆障害者差別解消法の施行（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

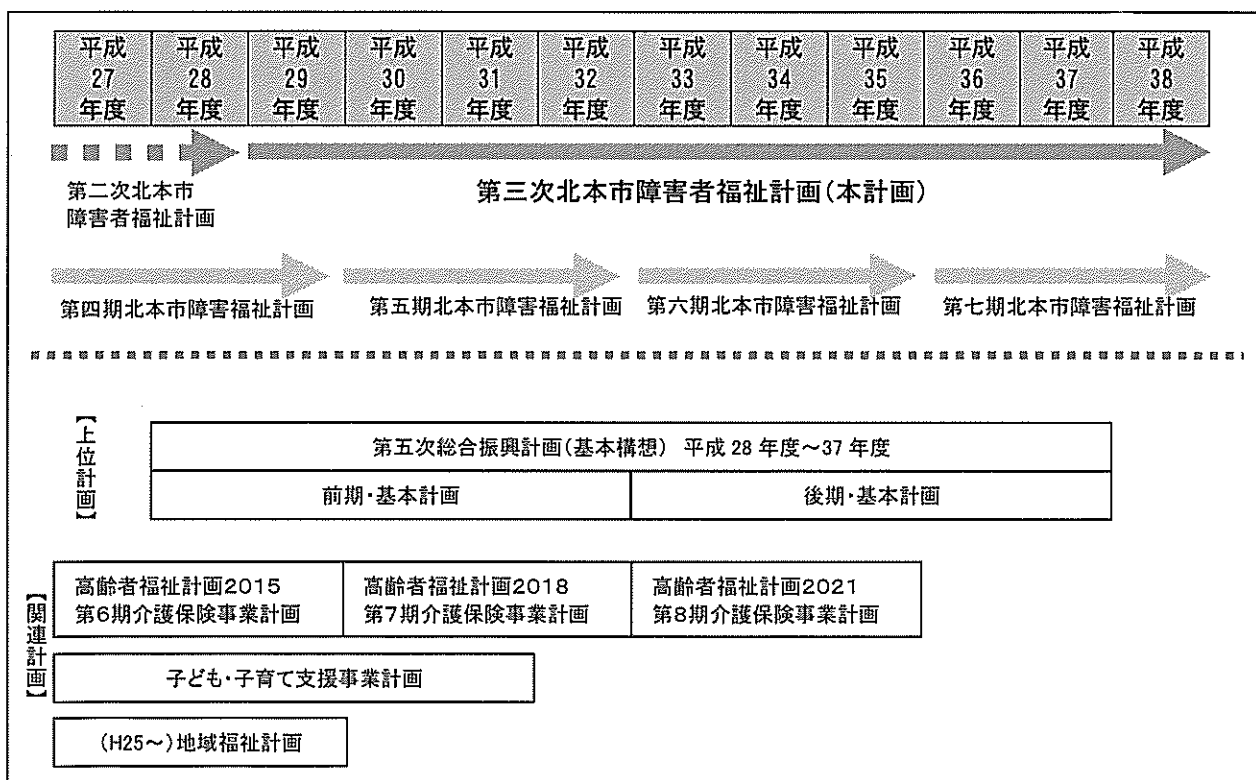
2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条に基づき、北本市が取り組む障がい者施策の基本方向を定めた計画であり、上位の計画である「北本市総合振興計画」、関連する計画である「北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「北本市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図るものです。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間です。

なお、計画期間中であっても、関係法令・制度の改正、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の一部見直しを図っていくこととします。



4. 計画の性格と役割

本計画は、北本市に居住する障がいのある人たちのライフステージや個々のニーズに応じて、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等すべての分野での施策をまとめ、障がい者福祉施策の長期的で基本的な方向を明確化するものです。また、本計画に位置づけられた施策については、計画期間中に実施すべき施策のほか、検討または研究課題についても施策として示しています。

5. 計画の対象となる障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

本計画における「障がい者（障がいのある人）」は、障害者基本法第2条に定めるとおり、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい*、高次脳機能障がい*、難病*に起因する身体又は精神上の障がい等により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人としします。ただし、具体的事業の対象となる障がい者（障がいのある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されることがあります。

- * 社会的障壁： 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- * 発達障がい： 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
- * 高次脳機能障がい： 交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態。
- * 難病： 法律等による明確な定義はないが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、次のように整理されています。
 - ①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病
 - ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

6. 計画の推進にあたって

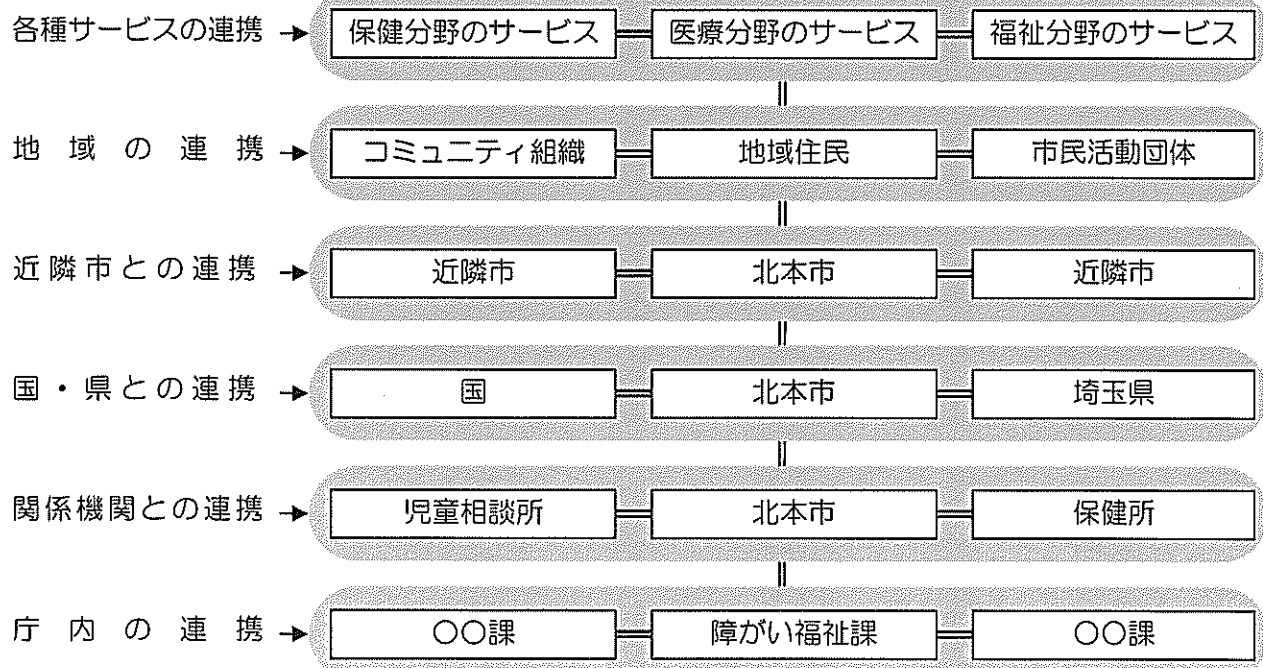
計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係機関等と十分に連携して、行財政の状況に配慮しながら、関連する施策が効果的・効率的に展開されるように努めます。また、国・県の基本的な考えを踏まえつつ、障害保健福祉圏域内の市町との連携や北本市における他の行政プランとの整合性も念頭に置き、計画の適切な推進を図ります。

なお、本計画は行政計画であるとともに、市民・関係団体・市（行政）等が協力して障がいのある人の完全参加のための様々な活動に取り組むための指針となります。障がいのある人自身と障がい者関係団体を中心として、すべての市民、自治会をはじめとするコミュニティ組織、保健・医療・福祉等の関係機関、企業、市（行政）等が、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、連携を強化しながら計画の着実な推進を図ります。

計画の推進にあたってのキーワードは「連携」

～ 限られた資源を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます ～

連携の例



障がい者施策は単に福祉サービスの提供だけにとどまらず、社会参加や生きがい対策など、生活の質をより高めるための支援も重要になってくることから、様々な地域資源を有効に活用しながら、またお互いが連携しながら、個々人の個性や生活ニーズに応じた様々な支援方策を推進していくことが大切です。

第2章 障がいのある人を取りまく現状

1. 障がい者(児)等の状況

【障害者手帳所持者】

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人 口	69,146 (100%)	68,806 (100%)		
身体障害者手帳所持者	1,884 (2.72%)	1,949 (2.83%)		
療育手帳所持者	359 (0.52%)	381 (0.55%)		
精神障害者保健福祉手帳所持者	312 (0.45%)	350 (0.51%)		
3障がい合計	2,555 (3.70%)	2,680 (3.90%)		

(単位:人、各3月末)

「1. 障がい者(児)等の状況」では、手帳所持者数、特別支援学校・特別支援学級在籍者数など、障がい者の状況を整理して記載します。

2. 実態・意向調査の結果概要

「2. 実態・意向調査の結果概要」では、実施するアンケート調査の結果について、主要な設問の結果を記載します。

第1部 障がい者福祉の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

現在、現計画記載のままの状態です。

国の施策動向等を踏まえ、見直しの予定です。

この計画は、障害者基本法の基本的理念*を踏まえるものとします。

ソーシャル・インクルージョン*の考え方に基づき、誰もが本市において、様々な分野に積極的に参加し、自由に活動できる社会環境づくりをめざします。

その人の状態と環境の両面から生活のしやすさをみていこうとするICF（国際生活機能分類）*の視点に立ち、障がいのある人の自立と社会参加に向け、一人ひとりのニーズに合った支援をめざします。

* 障害者基本法の基本的理念：

第三条 「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る

- ・ 全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- ・ 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・ 全ての障害者は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

* ソーシャル・インクルージョン： 障がいなどのハンディのある人とそうでない人が住み分けるのではなく、お互いに地域社会の仲間として生きていく、共生社会をつくっていくこと。（インクルージョンとは包み込む、あるいは包含するということで、ソーシャル・インクルージョンとは社会的に包み込むということ。）

* ICF（国際生活機能分類）： ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、人間の生活機能と障がいの分類法として、2001年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択されました。この特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことです。

2. 計画の基本的視点

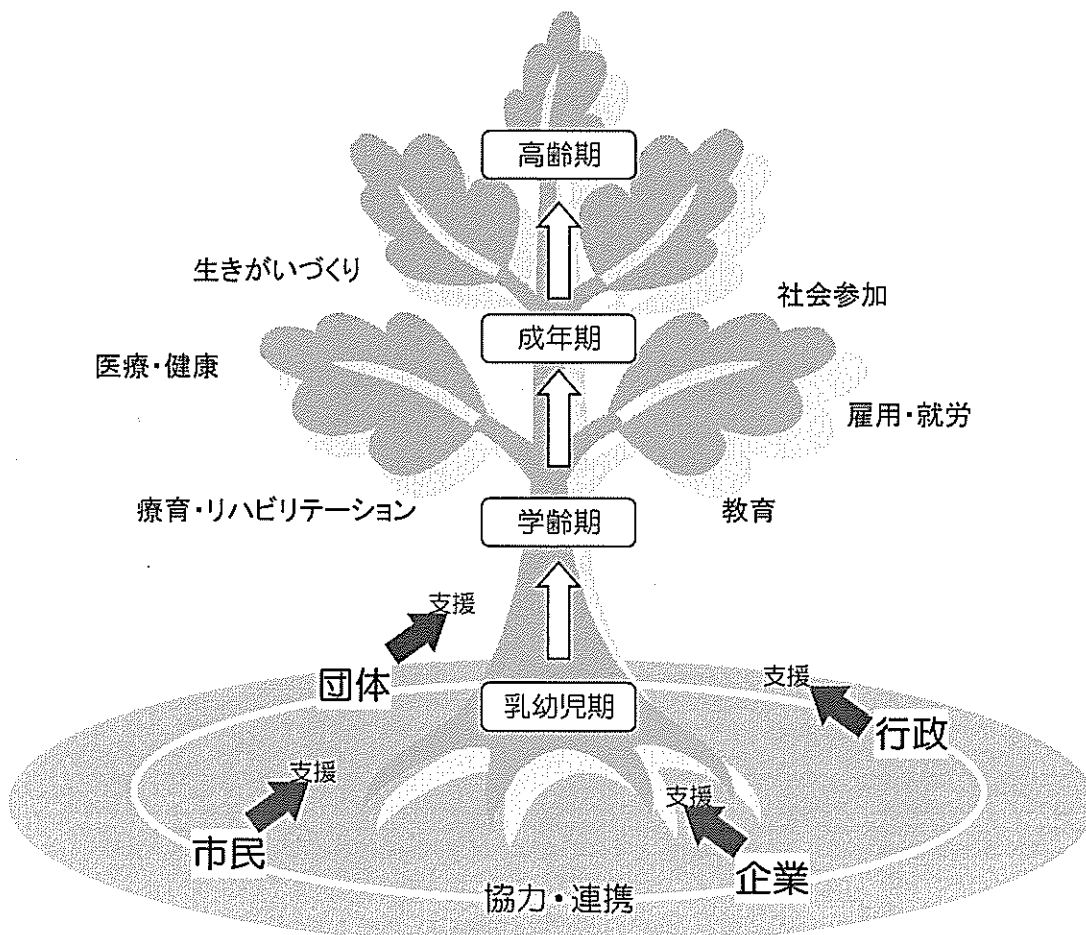
現計画に「視点2 障がいのある人への差別解消と権利擁護を推進する」を追加しています。「視点1、3、4」についても必要な見直しを行います。

視点1

誰もが自分らしく生きられる環境を整備する

- ・ 障がいのある人が主体性・自立性をもって積極的に社会に参加し、自分らしく生きられるよう、行政だけでなく、地域住民や企業、団体など、市を構成するすべての人たちが一緒になって、一人ひとりの能力や意思を最大限尊重するような環境を整えていく必要があります。
- ・ 特に、常時介護を必要とする重度の障がい者も、必要とするサービスや機器を利用し、周囲の支援を受けながら自分の個性を発揮し、生活できるよう、QOL（生活の質）*の面からもきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

* QOL（生活の質）： Quality Of Life の略。生活者自身が感じる満足度、安定感、幸福感などを規定する諸要因の質。



『北本市で自分らしく生きる』 それを地域全体でサポート

視点2

障がいのある人への差別解消と権利擁護を推進する

- 障がいのある人はさまざまな困難を抱えており、そのひとつに差別という問題をあげることができます。障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消にしっかりと取り組んでいく必要があります。また、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護のための取り組みを推進する必要があります。

視点3

必要とするサービス・支援をいつでも利用できるように制度を充実する

- いつでも、どこでも、誰もが、必要とするサービスを利用できるように、①必要なときにいつでも簡単な手続きで利用できる、②身近なところで利用できる、③必要とする人が公平に利用できる、④サービスの量・質が十分に確保され、利用者が選択できる、という4つの点で制度の充実を図る必要があります。また、サービスの利用に関する全般的な相談に、ワンストップで応える体制を構築していく必要があります。

視点4

みんなが安心、安全に暮らせるまち、快適に暮らせるまちづくりを推進する

- 交通機関や建築物などの物理的な障壁、障がいのある人は特別な存在であるという意識上の障壁、視覚障がい者や聴覚障がい者などが必要な情報を得られないといった情報面での障壁など、すべての障壁の除去（バリアフリー化）をしていく必要があります。その際には、特定の障がい者へ対応した障壁の除去だけでなく、あらかじめ誰にとっても快適な環境を作るというユニバーサルデザインの考え方に立ち、快適に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。
- 障がいのある人たちが、地域で安心して生活していくためには、災害時要援護者に配慮した防災対策や、障がいのある人たちが犯罪や事故に巻き込まれない対策を積極的に展開し、安心して、安全に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

3. 計画の基本目標

基本目標 1

差別の解消及び権利擁護の推進

それぞれの基本目標について、施策に関する基本的な考え方や市の取り組み姿勢を記載します。

基本目標 2

社会参加の拡充

基本目標 3

早期療育、教育環境の整備

基本目標 4

保健・医療の充実

基本目標 5

生活支援の充実

基本目標 6

雇用・就労の促進

基本目標 7

暮らしやすい生活環境の整備

4. ^{し さ く た い け い}施策の体系

第1章 差別の解消及び権利擁護の推進

1. 差別の解消に向けた取組
2. 成年後見制度の利用促進
3. 相互理解の促進

第2章 社会参加の拡充

1. 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実
2. 生涯学習活動の促進
3. 社会参加活動の促進

第3章 早期療育、教育環境の整備

1. 早期療育体制の充実
2. 一人ひとりに応じた教育の推進

第4章 保健・医療の充実

1. 保健・医療の充実

第5章 生活支援の充実

1. 相談支援体制の充実
2. 自立生活支援の充実
3. 日中活動の場の整備
4. 暮らしの場の充実
5. サービスの質の向上、人材の育成・確保
6. 地域支援活動の促進

第6章 雇用・就労の促進

1. 雇用・就労機会の拡大
2. 就労施設等での就労の充実

第7章 暮らしやすい生活環境の整備

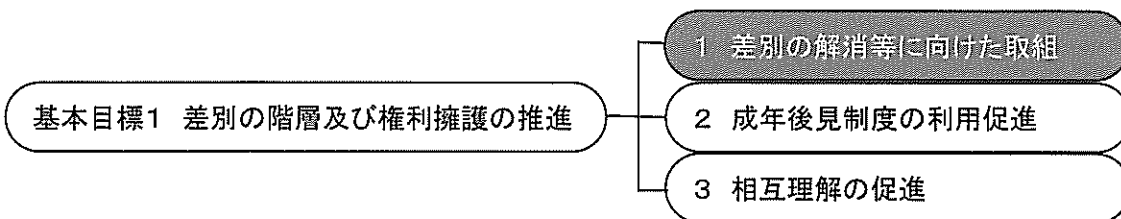
1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備
2. 情報アクセシビリティの推進
3. 安心・安全のまちづくり

だい ぶ かくろん
第2部 各論

だい しょう
第1章 差別の解消及び権利擁護の推進

1. 差別の解消等に向けた取組

＜施策体系の中の位置づけ＞



＜今後の方向性＞

「1 差別の解消等に向けた取組」に関し、今後の方向性を文章で記載します。

施策 番号	施策内容		担当
1-1-1	施策名		〇〇〇〇課
	内 容		
1-1-2	施策名		〇〇〇〇課
	内 容		

・「1 差別解消等に向けた取組」の施策を1つずつ記載します。
・現行計画に掲げる施策のほか、新規施策を盛り込んでいきます。

各章に盛り込む施策について

第1章 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者基本法の「差別禁止」、差別解消法に基づき、市としての取組姿勢を明記するとともに、市民の障がいや障がい者に対する理解を促進する施策を盛り込みます。

第2章 社会参加の拡充

地域でいきいきと生きていくための様々な活動への支援、障がいの状況を踏まえた参加しやすい環境整備等を盛り込みます。

第3章 早期療育、教育環境の整備

早期療育から一貫した（ライフステージごとに切れ目のない）支援体制の構築、一人ひとり個性を伸ばす教育の推進などに関する施策を盛り込みます。

第4章 保健・医療の充実

障がいの早期発見に結びつく保健・医療の取組、高齢化に伴う重度化への対応、障がい状況を踏まえた健康づくり施策等を盛り込みます。

第5章 生活支援の充実

第4期障害福祉計画の障害福祉サービス等の着実な推進をはじめ、サービスをより利用しやすくするための支援や、サービスの質の向上、サービスに充実する人材の確保等について、施策を整理します。また、市民・地域によるインフォーマルなサービスについても「自助・共助・公助」の視点から盛り込みます。

第6章 雇用・就労の促進

一般就労については雇用拡大だけでなく、生活面での支援を含めた職場定着支援、福祉的就労では優先調達法を踏まえた工賃アップの取組等も盛り込みます。

第7章 暮らしやすい生活環境の整備

障がい者が自由に外出し活動できる環境、障がい種別に関わらず誰もが必要な情報を入手できる環境整備に向けた施策、防災・防犯対策等を盛り込みます。

だい ぶ けいかく すいしん む 第3部 計画の推進に向けて

だい しょう けいかく すいしんたいせい 第1章 計画の推進体制

計画の推進体制について記載します。

だい しょう けいかく たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか 第2章 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進捗評価の方法について記載します。